

五山派禪宗寺院における喝食の編成と動向

稲垣伸一

はじめに

本論は、喝食の動向を通じて、中世禪宗寺院と世俗社会がどのような関係を有していたのか検討するものである。

近年の中世寺院史研究では、寺社勢力を中世社会の宗教権門と位置付けた黒田俊雄氏の顕密体制論・寺社勢力論¹が再検討されている。その議論では、黒田氏が十分に検討対象としなかった南北朝期以降の寺社勢力の動向が検討されている。すなわち、原田正俊氏や大田壮一郎氏により、室町殿を頂点とした寺社勢力の再編成が議論され、中でも同時期に台頭した寺社勢力として、禪宗の存在が注目されている²。さらに、禪宗は禅律仏教という枠組みでも注目されて

五山派禪宗寺院における喝食の編成と動向

ており、大塚紀弘氏は、どのような社会的背景の下で僧侶集団が形成されたのか検討する必要性を指摘した³。

この禅律仏教の僧侶集団、特に禪宗寺院の寺院社会・僧侶集団に関しては、禪宗と国家権力の関係を視野に入れて議論が進められている。原田氏は、禪宗寺院の寺家常住が公武権力の保証の下「公界」を形成したと評価した⁴。ここでの「公界」とは、鎌倉期に大陸から禅僧が伝えた語であり、誰もが独占出来ない公共性の高い場・空間を指す⁵。

ただ、禪宗寺院が全て「公」の空間で構成されていた訳ではない。山内哲生氏は、寺内における塔頭の増加を指摘し、「公」の空間である寺家常住に「私」の領域が拡大していくことを明らかにした⁶。

しかし、これらの研究の課題として、禪宗寺院の寺院社

会・僧侶集団も中世社会を構成する社会的集団とされているにもかかわらず、寺内における「私」の領域の展開や拡大、つまり世俗社会との関係とその関係性の寺内への流入が塔頭の増加という説明に留まっている。その結果、寺院社会を構築する僧侶集団とその構成員となつていく人材を送り込む世俗社会との関係が十分に見えてこないのである。また、これまでの研究は、住持や東班僧などの特定の寺僧に焦点を当てたものが多く、僧侶集団そのものの動向に注目した検討が不十分となつている。

そこで、禅宗の僧侶集団について概観すると、そもそも禅宗寺院では大陸から導入された新たな寺院組織に基づき、寺役が僧階として定着し、独自の僧階を有するようになった。その最下層に位置したのが喝食であり、最末端の沙弥・喝食から五山の各寺院を統轄する東堂まで、禅宗寺院は様々な階層の寺僧を抱えていた。

禅僧の多くは、まず世俗社会を離れ喝食として各寺に入寺し、器量によつては五山住持にまで転位し得た。僧階の頂点に立つ五山住持は、室町殿など世俗権力と密接な関係を有することが可能となる。その一方で、禅宗寺院の周縁部を構成したのが喝食である。つまり、五山住持らは室町殿や守護などの世俗権力と師檀関係を構築し、これにより自らの寺庵となる塔頭を形成していくが、喝食は入寺して

間もない存在であり、禅宗寺院を取り巻く世俗社会との境界に位置した存在といえる。禅宗寺院も中世社会の構成要素のため、世俗社会との多様な結び付きを明らかにする必要があるものであり、その際に世俗社会と近い位置にあった喝食という集団にも着目していかなければならないのである。

その一方、寺内における動向も考察する必要がある。寺内での喝食は、沙弥と共に沙喝と称され、侍者以上の僧侶身分とは一線を画した。沙喝の行動の一端として、彼らは度々蜂起し、住持らを退去させるなど、「寺家」の構成員でありながら、その上層部の決定に必ずしも従順ではなかった。喝食らは「寺家」の行動を嗾訴などで下から規定し得たのであり、「寺家」の動向を考える際に、彼らを欠かすことは出来ない。

このように禅宗寺院と世俗社会を結び付け、「寺家」に影響を及ぼしたのが喝食という集団であるが、喝食に関する研究の蓄積は十分になされていない。喝食と呼ばれる存在についてその性格を論じた先駆的な研究は、蔭木英雄氏の研究である。⁷⁾ 蔭木氏は喝食の華美に対する禁制、寺僧との男色関係、世俗社会からの口入による掛塔・度僧とそれに対する禁法の無美化を指摘し、喝食を室町期禅宗寺院の頹廢の象徴と評している。また、今泉淑夫氏は、寺内にお

ける喝食の役に対する怠慢の存在を指摘しており、総じて喝食の研究は、禅宗寺院の墮落の象徴として一面的な評価に留まっており、その専論は非常に乏しい。

こうした状況下において、五山文学研究では、寺僧が喝食に情愛を伝える艶詞について、当時から負のイメージが存在しながらも、その製作と理解は、喝食や年少僧の文筆修業や詩会に向けての修練につながっていたと評価されている。さらに、喝食は聯句会において話題の中心となる存在であり、中世文化を下支えする担い手であったことが明らかにされている⁹。すなわち、喝食を取り巻く文芸を禅宗寺院の墮落とのみとらえる視点が見直されているのである。歴史学でも墮落の視点に留まらず、喝食についてその社会的役割を明らかにする必要がある。このように考えると、藤木氏が禅宗寺院における頹廢と指摘した喝食の華美や掛塔・度僧は、世俗社会と密接している部分が大きいと推測される。したがって、禅宗寺院と世俗社会をつなぐ接点であった喝食が如何なる社会的集団なのか明らかにすることが求められ、喝食を通じて、禅宗寺院が中世社会で担った役割の一面を検討していく必要があると考えられる。

そこで、本論は、中世社会における喝食の定着過程に注目しながら、世俗社会・「寺家」との関係性や寺内外から

求められた喝食の役割について明らかにしていく。

第一章 鎌倉・南北朝期における喝食

(1) 初期の喝食

喝食が禅僧により大陸からもたらされた寺院組織の一つであることは前述の通りであり、まず大陸において喝食がどのような役者と定められていたのか見ていきたい。現存する最古の清規で北宋時代に成立した『禪苑清規』¹⁰では、正式名を喝食行者といい、本来は食事の際に衆僧に対して、その作法などを告げる役であったとされる。

大陸から伝えられたのは鎌倉期であるが、導入された当初の喝食の様相については、史料が乏しく不明確な部分が多い。管見の限り最も古い初見史料と考えられるのは、五山派ではないが、道元が寛元四年(一二四六)に定めた「赴粥飯法」という寺内法である¹¹。「赴粥飯法」では齋食の際に喝食行者が入堂し、聖僧・住持・首座・聖僧に問訊(合掌・敬礼)を遂げ、「喝食ス」とある。さらに、こうした職掌故、喝食には「言語分明」の資質が求められたという。

したがって、喝食という役名は、食事の際に食事内容などを叫び唱えるという職掌に由来するものと考えられる。

なお、この法は道元が『禪苑清規』を踏襲し作成したものであるため、大陸における喝食をそのまま導入した可能性が高い。

一方で、後に五山派として展開する禅宗寺院の喝食に関して、蔭木氏は無著道忠の説を引き、日本の禅宗寺院における喝食の初めを円爾の法嗣の双峯宗源・無外爾然や蘭溪道隆の法嗣の桃溪徳悟と指摘した。その上で、当時の喝食には円爾・蘭溪の法嗣など、いずれも相当な年齢に達した僧が役に就いたと指摘する。ここで蔭木氏が引用したと考えられるのが、江戸期に活躍した無著道忠の『禪林象器箋』の説である。⁽¹³⁾ 無著は日本の禅宗寺院における喝食の初めを数説あり未だ不明としており、円爾・蘭溪の法嗣の他に、円爾が幼少の男子を喝食にしたという一説を伝えている。このように円爾・蘭溪の法嗣として著名な禅僧から幼少の男子にまで喝食の始まりの可能性がある点とかわつて、今枝愛真氏によれば、本来の喝食は年齢とは関係が無いものとされている。⁽¹⁴⁾

したがって、初期の喝食は、道元・円爾・蘭溪の活躍した十三世紀半ばには禅宗寺院に存在していた可能性が高い。そして、同時期の喝食は、その始まりに諸説が存在することを踏まえると、僧階として固定化していた訳ではなく、大陸で定められていたものと同様に寺役・役者として

の意味合いが強かったのではないかと推測される。

(2) 喝食に対する規制

喝食の動向は、その後十三世紀を通じて史料が乏しく不明瞭であり、再び史料上に見えてくるのは十四世紀に入ってからである。この間に、鎌倉では円覚寺が創建され、鎌倉禅は拡充していくこととなる。そうした中、乾元二年(一二〇三)に得宗北条貞時は、円覚寺に制符を下し、喝食に関して以下のような法を定めている。

【史料1】

(前略)

一 小僧・喝食入寺事

自今以後一向可停止之、但檀那免許、非禁制之限、
(後略)⁽¹⁵⁾

貞時は檀越の許可がある場合を除き、今後の小僧と喝食の入寺を禁止した。これは、円覚寺を管轄する大檀越の貞時が把握し得ない小僧・喝食の入寺が横行していた状況に對し、円覚寺への入寺を檀越である御家人の許可制にしたものと考えられる。また、喝食と共に入寺を停止された小僧については、おそらく寺内で臘次の低い僧や年少僧がこ

れに当たると推測される。史料1は、こうした小僧・喝食が同列に扱われていたことをうかがわせるが、小僧・喝食の入寺を停止するに至った背景は、一体何なのだろうか。それをうかがわせる事例が、鎌倉幕府追加法に遺されている。

【史料2】

一 放埒輩令安堵事

葦名遠江前司子息次郎左衛門入道繼御勘気之時、同道于様摺、諸国流浪之後、令入院寿福寺畢、子息宮鶴丸、同寺喝食号越一房、而敵仁舍弟三郎左衛門尉、彼忍性為放埒乞食之間、不可為御家人領之由、訴申之處、為四番御引付雜賀弥四郎入道奉行、被沙汰之、依勘気諸国流浪之間、放埒之条、非沙汰之限、將亦寿福寺入寺事、彼寺者為將軍家御領之間、被准御家人之条、被封佐之上者、不及子細、仍忍性父子共預御裁許畢、加之、修業難遁之時、憑諸人之愛顧、助身命者通例也、而無左右称乞食非人之条、悪口咎依難遁、三郎左衛門尉被召籠之、三郎左衛門尉子息企越訴、為頓宮入道奉行御沙汰最中也、

嘉元四年八月七日

評定¹⁶⁾

五山派禪宗寺院における喝食の編成と動向

この法令は、三浦氏の一族である葦名氏の御家人領知行に関するものである。將軍の「御勘気」を蒙り諸国流浪の末、寿福寺に入寺した忍性（次郎左衛門入道）の有する御家人領に対し、舍弟の三郎左衛門尉が忍性父子を「放埒乞食」と訴え、御家人領を有してはならないと主張したのである。この争いを受け、幕府は「放埒」の点を問題外とし、寿福寺の地位が御家人に準じるとして忍性の所領知行を認める裁許を下した。その一方で、忍性父子を「乞食非人」と訴えた三郎左衛門尉を「悪口咎」により処罰したのである。

喝食とのかかわりは、忍性が寿福寺に入寺し、忍性の子である宮鶴丸が喝食となった部分である。まずこの訴訟では、入寺した寿福寺が御家人に準じる地位にあったことが忍性父子の立場を有利に進めており、一概に当時の鎌倉禪を同一視出来ないが、原田氏は、当時の禪宗普及の中で禪宗寺院への没落御家人の流入を指摘している。また、忍性父子没落の原因となった「御勘気」の内容は不明だが、没落御家人発生の背景として、鎌倉後期の幕府内では得宗家専制をめぐり、得宗と特権的支配層の争いが断続的に発生していたことが明らかにされている。したがって、鎌倉幕府の内訌を背景に、忍性父子に代表される没落御家人とその子弟が、檀越である得宗や御家人の目の行き届かない所

で、禪宗寺院を頼って入寺した場合が想定される。だが、こういった状況は檀越にとつて望ましいものではなく、得宗が大檀越として影響を及ぼしやすい膝下の円覚寺だからこそ、貞時は、罰せられた者などが喝食として入寺することを、禁止することが出来たと考えられる。

次に、史料2で注意すべき点として、寿福寺に入寺したのは親子二人であったが、忍性自身は沙弥となっており、喝食となっている訳ではない。その一方で、子息の宮鶴丸は喝食となっている。このように、幼年であったと思われる宮鶴丸のみが喝食となっており、史料1で喝食が小僧と併記されていることを踏まえると、十四世紀初頭には喝食が年少者の就くものとして明確に見えてくるようになると考えられる。そして、『禪林象器箋』は、禪宗寺院に入寺したものの剃髪などに耐えられない貴種の子弟を、同時代に活躍した夢窓疎石が喝食にしたという伝説を記し、これを喝食が実を失った起りであるとしている²⁰⁾。この説はあくまで伝説であるが、少なくとも十四世紀半ばには、禪宗寺院の喝食が年少者の勤めるものとして定着しつつあることを示している。

その後の喝食は、禪宗が中世社会に浸透していく中で徐々にその数を増していった。嘉暦二年（一二二七）に得宗北条高時が定めた円覚寺の制符では、小僧と喝食の

数を五人に制限している²¹⁾。これ以降、南北朝期においても人数制限は継続して行われるが、その制限数は、暦応五年（一二三四）に二十人、永徳元年（一二三八）に三十人と増加傾向にあった²²⁾。そして、室町期における喝食の数は、義満期の相国寺で沙弥と併せて約百三十人、室町後期の延徳三年（一四九一）には百人程いたことが確認される。おそらく、高時が制符を定めた鎌倉末期において、檀越の許可を有したと称して喝食となる者が増加したのであり、この傾向が後々にまで継続していったと推測される。

それでは、一方の禅僧・禅宗寺院側は、喝食の増加にどのように対応していったのだろうか。康永四年に夢窓が中興開山となった西芳寺の寺内法である「西芳遺訓」では、「僧衆每寮各一人、共成十六員、此外坊主同宿一人充侍者、不可勤佗役、此員数外縦雖陪堂亦不可免、若有沙弥喝食、一兩人免之、若做僧了則宜求佗寺掛塔、恐增本寺僧衆矣」と記されている²³⁾。「西芳遺訓」には年忌・月忌や常住物の管理などが定められているが、中でも寺僧に関する規定において、沙弥・喝食を有する寺僧は、陪堂の寺役を免除するとされている。ただし、その沙弥・喝食が僧籍に入る時は、他寺に掛塔するようにと定められている。このように、喝食の人数制限を行った鎌倉・室町幕府側に対して、禅僧・禅宗寺院側では喝食の存在を認めてはいるが、喝食

が修行を遂げた後、僧籍に入り寺僧となることは危懼されていたのである。

つまり、十四世紀以降、禪宗が中世社会に普及する中、年少者を禪宗寺院に喝食として入寺させようとする風潮が高まっていった。こうした社会的要請の下、鎌倉・室町幕府に代表される世俗権力と禪宗寺院の双方で、喝食を含む僧衆の円滑な管理を行う必要が生じたのである。それ故、幕府・「寺家」による管理が行き届く範囲で、喝食や寺僧の増加を抑え、人数を制限するようになったと考えられる。

(3) 公家勢力と喝食

鎌倉期以来、公家社会にも禪宗は着実に浸透しつつあり、武家の子弟に留まらず、十四世紀には天皇家の関係者が喝食であった事例も存在する。それは、後光厳院の皇子である覚増法親王が聖護院門跡に入室した時の記事に見られる。

【史料3】

(前略)

今夜、(亮仁法親王)後光厳院妙法院宮(隆白卿)著、出家云々、先被参 仙洞、又(覺増法親王)聖護院宮日来被修大法祇(候) 仙洞、今夜結願退出之次、

五山派禪宗寺院における喝食の編成と動向

(覚増法親王)新院宮(佐右衛門)、奉具之、(密々)○被遂入室、即今夜同出家

云々、此宮ハ為春屋上人(妙徳)禅僧、弟子、先年入室、為喝

食、而春屋為武蔵守被追放之刻、還御乳父前右大将公(細川頼之)

直卿、許給了、喝食入室門跡未曾有事也、去年本院宮(伏威)

御坐之上、御母儀凡卑、不可用門主之旨訴之、仍本院(宗光院)

宮令入室勸修寺門跡給了、而今以喝食入室、首尾不相

応事也、所詮如巷説者、寺門衆徒訴訟、新院御結構造

作之事也云々、謀略之至、可彈指々々、莫言々々、

(後略)

史料3は、喝食の覚増が聖護院門跡に入室するという「未曾有」の事態が発生したことを示している。この前年に興信法親王(崇光院皇子)が同門跡に入室を遂げようとした際、園城寺衆徒が興信の母の「凡卑」などを理由に訴訟し、結果として入室を断念せざるを得なくなったため、今回の喝食の入室を後光厳の「謀略」とする一説が浮上したのである。記主の三条公忠は、低身分を理由に入室を拒否された興信と比較する形で、喝食の入室を紹介し「首尾不相応」と評している。さらに、公忠の認識の中で、貴種が入室を認められる門跡に喝食が入室することは、「未曾有」としてマイナスイメージを持っていた。天皇家の人間

が喝食となるようになった背景は不明だが、公忠の認識からは当時の新興勢力である禪宗の喝食が公家社会において社会的身分の低い存在とみなされていたことを想起させる。

さて、この入室を實行させたのは後光厳とされるが、後光厳は、南北朝動乱の中、幕府により強引に踐祚させられた天皇である。彼は、治天の君と神器が不在の中踐祚を遂げたため、公家社会の中でその正統性が疑問視されており、幕府の支援を背景に、自らの求心力強化に腐心していたことが明らかにされている。⁽²⁶⁾そして、実兄である崇光院とは、互いに自らの皇子の踐祚をめぐる対立状態にあった。こうした状況下で、後光厳は自らの皇子たちを山門・寺門・真言の各門跡に入室させていた。⁽²⁷⁾したがって、覚増の聖護院門跡入室も、寺社勢力との関係において、自らの立場を有利に進めるための関係性構築の一環と考えられる。

ただし、そうした取り組みの中で、社会的身分の低い禪宗の喝食であると共に、応安の噉訴の際に山門・寺門が遠流を要求した春屋の弟子が入室することは、やはり異例中の異例であったと思われる。これが実現した背景として、⁽²⁸⁾①覚増が、遠流になるまで幕府と緊密な関係にあった春屋の弟子であること、⁽²⁹⁾②後光厳が求心力強化に取り組んでい

たこと、⁽³⁰⁾③園城寺から訴訟が発生していないことの三点を考慮すると、幕府が今回の件に介入していた可能性が示唆される。これを踏まえると、皇子の出自や身分が目目されたこの門跡入室が「謀略」と評された点について、皇統をめぐり対立する崇光への後光厳と幕府による抑圧と権力誇示を示していると推測される。

以上、十四世紀の公家社会における喝食は、南北朝動乱とそれがもたらした混乱によって、世俗権力から政治的な意味合いで利用されるようになったと考えられる。

第二章 喝食の寺役勤仕

(1) 法会における喝食

第二章と第三章は、十四世紀以降の喝食が、禪宗寺院の最盛期と考えられる室町期の社会にどのように定着していったのか、『蔭涼軒日録』などを通じて検討するものである。

法会での喝食の寺役としては、まず楞嚴頭があげられる。楞嚴頭とは、中国元代の『勅修百丈清規』によれば、楞嚴会での会頭を勤め、『楞嚴呪』を唱える役とされる。⁽³¹⁾さらに解夏の主寮諷経なども勤めたが、同時に読誦怠慢も発生しており、これに対して室町殿は相応の処罰を加えて

いる。⁽³⁰⁾つまり、喝食は入寺して間もない早い段階から寺内での中心的な法会において寺役を勤め、その責務を負っていたのである。

こうした重要さ故、もちろん寺役勤仕に先立ち、各喝食に対し楞嚴頭の補任が実施された。楞嚴頭の補任については、まず各寺院の維那（紀綱ともいい、人事管理を行う役）が喝食の名簿を室町殿との窓口である蔭涼軒主に提出する。⁽³¹⁾その後、室町殿の御成などの時に、相伴する蔭涼軒主が候補者リストとなる名簿を披露し、室町殿が適任者に「御爪点」を与えて補任する。また、楞嚴頭は、例えば「建仁寺僧楞嚴頭」と「喝食楞嚴頭」のように、各寺で二つ設けられた。⁽³²⁾各寺で器量や年齢に基づき、寺僧に対する『楞嚴呪』読誦と喝食に対する『楞嚴呪』読誦の二つに分けられ設置されたものと考えられ、こうした部分は、喝食が僧籍に入っていないことを反映している可能性が高い。ただし、注意すべき点として、こうした室町殿の御成における楞嚴頭の補任では、「寺家」の意志を反映した蔭涼軒主からの一方的な披露に基づく補任のみが行われた訳ではない。

【史料4】

廿六日 奉報崇寿院御成之事也、御成先於昭堂御焼香

本坊御点心、当時楞嚴頭僧者、寿益喝食、等漸喝食書立之、以上首御爪点、喝食者、承揆、光洲、乾杲、慶昇、以上首御爪点、僧喝食族姓被尋下、僧者不存知之、由白之、喝食者承揆、京極多田、光洲、京極加賀奉答之、（後略）⁽³³⁾

これは室町殿の相国寺崇寿院御成の記事であるが、その際に相国寺僧楞嚴頭の姓や出自が室町殿より尋問され、尋ねられた蔭涼軒主は、両者の出自について返答することが出来なかった。そこで、蔭涼軒主は、代わりに喝食楞嚴頭である承揆喝食と光洲喝食について、その出自の家を返答している。このように、室町殿は、喝食の世俗社会における出自・結び付きを確認・把握しておく必要があったのである。

(2) 喝食の給仕役と補任

喝食は楞嚴頭の他に、室町殿や寺僧の給仕役も担った。給仕役は、概ね室町殿に近侍する御前給仕と御相伴衆（相国寺住持・鹿苑院主・蔭涼軒主など）⁽³⁴⁾に近侍する御相伴給仕で構成された。その補任に関しても、楞嚴頭と同様、各寺院の維那が書立を蔭涼軒主に送り、給仕する喝食の出自も含めて蔭涼軒主が室町殿に披露し、器量や年齢に基づき

補任された⁽³⁵⁾。そして、室町殿による御成や法会聴聞の際に、輪番で勤仕されたのである。

こうした事例の一つとして、延徳四年正月の補任を見てみると、まず書立が天龍寺・相国寺の各紀綱から蔭涼軒主の許に送られたが、相国寺の御前給仕に古梅喝食を据えるかが問題となり、蔭涼軒主と相国寺紀綱が相談し、代わりに周廉喝食を書き立てることに決まった⁽³⁶⁾。一方で、御相伴給仕については、前任の紀綱が送った書立から等元喝食を抜き、蔭涼軒主の差配で新たに二人が追加された⁽³⁷⁾。そして、最終的に決まった書立を、蔭涼軒主が室町殿に披露しており、その時の書立が遺されている。

【史料5-1】

(前略)

御前御給仕

殊郷喝食 細川殿内牟礼六郎左衛門息等橘喝食

細川殿内葉師寺備後息同御相伴給仕別紙有之、

御相伴給仕

周隆喝食 細川殿内葉師寺十郎左衛門息

周探喝食 細川殿内三谷息

周詔喝食 日野殿内橋本息

慶珥喝食 二階堂息

(後略)⁽³⁸⁾

【史料5-2】

(前略)

御前給仕

周廉喝食 吉田二位息

御相伴給仕

周観喝食 細川殿被官安富筑後守養子

周賀喝食 飛鳥井家被官榎野修理亮息

永常喝食 山名相模守殿被官進藤九郎左衛門息

等広喝食 本郷兵庫助息

周勢喝食 武衛被官甲斐八郎二郎息

宗湫喝食 同被官織田兵庫助弟

慈駿喝食 今川殿被官坂井息

(後略)⁽³⁹⁾

史料5-1が天龍寺の御前給仕・御相伴給仕の書立であり、史料5-2が相国寺の御前給仕・相伴給仕の書立である。披露された当時の室町殿は足利義材であり、義材は相国寺の御前給仕・御相伴給仕については了解したが、天龍寺の御前給仕に関して以下のような姿勢を示している。

【史料5-13】

(前略) 天龍寺御前給仕皆細川殿被官之故有御不審、
総而御前給仕者為大名被官者、不可勤之如何、季才謹
白、近代往々有其例、相公日、寺家江立不審、彼返答
重而可白之命有之、(後略)⁽⁴⁾

つまり、義材は、天龍寺御前給仕の喝食が細川氏被官の一族で占められていることに不信感を抱いたのである。これに対し、蔭涼軒主の使僧の季才宗賢は前例があると述べるが、義材は改めて大名被官が御前給仕を勤めてよいか調査するように命じている。今回の天龍寺御前給仕・御相伴給仕に細川氏被官が多い理由としては、細川政元が以前から香嚴院の清晷喝食(後の足利義澄)と結び付いていたことが関係していると考えられる。ただし、全ての給仕役を細川氏が独占していた訳ではなく、相国寺も含め、御前給仕・御相伴給仕には武家・公家の子弟の別を問わず補任がなされていたのであり、義材の危惧に見られるように、室町殿にとって自らに近侍する喝食の出自が非常に重要だったのである。

ところで、こうした楞嚴頭・給仕役の特質として、蔭木氏の指摘した男色の対象であることを併せて考えると、⁽⁴⁾ 頭密寺院において活躍した兒や童と類似した部分が多いこと

五山派禅宗寺院における喝食の編成と動向

に気付く。⁽⁴⁾ この点とかかわって、今枝氏は、喝食が、以前から仏教界に存在した稚児と混同され、室町期には本来の職責を離れて華美な服装をする稚児の別名になったとしている。⁽⁴⁾ また、兒・童に関しては、土谷恵氏がその階層性を指摘しており、寺役として陪膳の役を一部の階層の童が勤めていたことを明らかにしている。⁽⁴⁾ 本来の喝食の役割は食事内容を唱えるものであり、陪膳の役など同じ食事にかかわる共通性から、十四世紀に喝食が年少者の勤めるものとなる中で、喝食に様々な兒・童の文化が取り入れられたと考えられる。もちろん兒・童の文化には男色も含まれ、十四世紀以降に喝食の数が増加する背景の一つとして、男色の可能性も指摘される。そして、十五世紀の室町期には、武家・公家の子弟の入寺により、禅宗の僧階で最末端に位置し得度・剃髪・受戒を遂げていない有髪の集団として定着し、禅宗寺院と世俗社会が互いに関係を有する際の受け皿となったのである。さらに、兒・童から取り入れた男色は、艶詞などの喝食を対象とした文学作品や室町文化の一部である喝食の華美を生み出していく基礎となっていたのである。つまり、室町期五山派禅宗寺院の喝食と当時の政治・文化情勢とは密接な関係にあったと言えることが出来る。

したがって、世俗社会における出自の一族にとっては、

同族の喝食が目をつけられれば、政治・文化の中心である室町殿と結び付く回路を得る可能性があった。こうして考へると、蔭木氏が指摘した公卿や有力武士の子弟が次々と禅宗寺院に預けられ、結果的に役に立たない喝食が増加したとする⁽⁴⁵⁾ことも、禅宗寺院を通じて室町殿との結びつきを求めた世俗社会側からの社会的要請に基づくものといえるだろう。

そうした場合、喝食の出自の一族としては、如何に室町殿に注目されるかが重要となるのであり、喝食が室町殿に近侍する御成や法会の場合において目立つ存在でなければならぬ。また、師僧となる禅僧にとつても室町殿に接近することは重要であり、自らの弟子である喝食が室町殿に注目されることは、室町殿への接近という点で大きな意味を持つた。その結果として、喝食の華美が発生したのである。喝食の華美に対しては、「諸五山喝食、総可著一色衣、不可著紅色之事、諸老宿被申」のように禁止令が出される⁽⁴⁶⁾一方で、「喝食楞嚴頭如旧可粧飾之由被命」として華美禁止を緩和する命令も出されており、蔭木氏は、華美に対する命令が何度も発令された原因を、華美が御成や法会の視覚的要素として、將軍の重大な関心事であったためとする⁽⁴⁸⁾。しかし、喝食の華美の問題は、単に將軍・室町殿にかかわる問題ではなく、師僧となる禅僧や出自の一族にとつ

ても重大な関心事であったはずである。室町期に禁止令と緩和令が繰り返し発令されたことも、室町殿・禅僧・出自である一族の概ね三者における相互の利害関係に基づくものと考えられる。

第三章 喝食の管理と昇進

(1) 喝食の管理体制

喝食は寺内においてどのように管理されていたのか、この点を検討するにあたり、まず室町殿の参加した御点心・御齋の事例を見ていきたい。寛正五年正月二十五日の御点心・御齋には、御相伴衆と御前給仕・御相伴給仕の喝食が近侍したが、その際室町殿から諸物を下賜されている。間もなく蔭涼軒主は、各請取状を室町殿に披露したが、「給仕衆一枚紙書立之、各書某寮坊主名以請取之判、奉懸于御目也」のように、御前給仕・御相伴給仕の請取状は、御相伴衆のものが一人につき一枚なのに対し、全員で一枚にまとめられた。その上で各喝食の「寮坊主名」を入れ、蔭涼軒主が請取状を披露したのであり、喝食の管理・責任を「寮坊主」が担っていたことを想起させる。

ただ、いくら喝食が「寮坊主」の管理下にあるとはいっ

表1. 室町期における沙弥・喝食の蜂起・騒擾

No.	年号日付	内容	出典
1	応永23年(1416)6/1	喝食が僧の頭を打鞭したため、相国寺で武具の検知を実施。	『看聞日記』
2	応永27年(1420)7/15	施餓鬼会中に喝食が飛塵。義持に当たったため、喝食を寺内から追放。	『看聞日記』
3	正長2年(1429)4/9	都聞察での新儀の陪膳をめぐり天龍寺喝食が仏殿に閉籠。	『満濟准后日記』
4	永享3年(1431)6/6	相国寺で沙弥・喝食が騒動。	『満濟准后日記』
5	嘉吉3年(1443)9/14	天龍寺で沙弥・喝食が騒動、発端は聚景園。	『看聞日記』
6	文安4年(1447)7/14	強縁による得度をめぐり、沙弥・喝食が相国寺の輪蔵・僧堂に閉籠。	『建内記』 『康富記』
7	享徳2年(1453)7/10	相国寺で沙弥・喝食が蜂起。	『康富記』
8	長祿2年(1458)5/6	天龍寺で沙弥・喝食が闍諱、罪は寮坊主らに及ぶ旨を厳命。	『蔭涼軒日録』
9	寛正6年(1465)2/11	度僧の多少をめぐり、建仁寺で沙弥・喝食が蜂起。	『蔭涼軒日録』
10	延徳4年(1492)9/14	建仁寺で沙弥・喝食が蜂起し、住持が退院。	『蔭涼軒日録』

※寺内での騒動・暴力行為などを中心に抽出

五山派禪宗寺院における喝食の編成と動向

ても、彼らは「寺家」上層部の決定に従順ではなかった。沙喝（沙弥と喝食）は、寺内で嗽訴や蜂起などの騒擾を引き起こすことにより、自らの主張を通そうと試みたのである。上記の表1は、室町期に発生した沙喝による騒擾の記事をまとめたものである。こうした沙喝による嗽

訴・蜂起は、室町期の五山派禪宗寺院において、断続的に発生していた。その特徴として、原田氏は、幕府などからの口入や吹拳に基づく転位・昇進の不正行為を糾弾し、器量の重視を旨とする禪宗寺院法の精神を守ろうとするもので、道理の上では理訴に当たると評している。⁵⁰⁾

だが、五山派禪宗寺院を管轄する幕府にとって、「近年、諸五山僧・沙喝毎々帶武具、於殿堂内致嗽訴之条、甚不可然、所詮至向後者、雖有道理、及嗽訴者、自公方可有御罪科者也」とあるように、⁵¹⁾嗽訴は禁止の対象であり、張本の糺明や夜中の武具装備の禁止などが命じられている。もっとも、この寺内法が現実的によどの程度効力を有したかは疑問であり、その後も沙喝による騒擾は発生している。長祿二年に沙喝が騒擾を起こした天龍寺の場合、室町殿は張本の沙喝に留まらず、その「寮坊主」や「老師」にまで罪科が及ぶことを厳命している。⁵²⁾

また、特に沙喝による蜂起・騒擾への対策として、東福寺では以下のような寺内法が制定された。

【史料6】

東福法式

沙喝嗽訴事出来、然者張本之坊主并其親類名字逐一

可有注進之由被仰出候、固守此法、可被及未来候、恐

惶謹白、

十二月五日

鹿苑院

周暉在判

東福寺侍者禪師⁽³³⁾

この寺内法は、差出が鹿苑院主の巖仲周暉であることからすると、室町初期に定められたものと考えられる。さらには、鹿苑僧録を通じてこの法が定められたことからすると、幕府によって定められたものと考えられる。ここでは、沙喝による噉訴が発生した場合、張本の坊主に加え親類一族の名も鹿苑院・幕府に注進するように義務付けられている。おそらくこの後、何らかの形で幕府側から親類一族へ一件が通知され、問題に関する処理・処罰が命じられたものと考えられる。このように沙喝の噉訴に関する責任は、出自の一族も担うものであった。

以上のように、藏主や首座など中間層に当たる寺僧が坊主となり、寺内において喝食は各坊主の管理・責任の下に置かれていたと考えられる。ただし、蜂起や逐電などの重大な問題が発生した場合、喝食が僧籍に入っておらず、世俗社会から入寺して間もない存在であることを反映し、問題解決の過程において坊主のみならず、出自となる家や一

族も、問題に伴う責任を負担していたのである。それ故、室町殿が楞巖頭や給仕役を補任する際、喝食の出自を確認・把握しておく必要があったのである。また、こうした補任を行う室町殿の御成は、禅宗寺院と武家勢力・公家勢力との結び付きや武家・公家の子弟として各家を継承する可能性も存在した喝食たちを監視する意味合いも含まれていたと考えられる。

(2) 度僧と転位

楞巖頭や給仕役などの寺役を勤めた喝食らは、得度・剃髪・受戒を遂げると度僧となり、度僧を経て侍者に転位し、僧籍に入ることとなる。度僧は楞巖頭や給仕役の寺功に基づき、各寺の長老や評定衆の吹挙により転位が認められた。

このように度僧とは、沙喝の進退に直結するものであり、寛正六年に発生した建仁寺沙喝の蜂起では、鹿苑僧録と評定衆が決定した度僧の人数減少に対して、沙喝は強く反発している⁽³⁴⁾。また、以下のような理由でも、沙喝は寺内騷擾を引き起こした。

【史料8】

(前略)^{後開} 今日相国寺有物念事、沙弥・喝食等類悪行有

閉籠之企、管領（世持等）加制止、仰侍所以行者・力者等警固之、沙弥不承引及刃傷墮命云々、禪家繁昌之余、動如此事連続及自滅、可憐々々、此事、或喝食一兩人就強縁望得度、直沙門不經沙彌、許咨了、仍囿上首沙弥愁超越望比丘、不承引、仍催沙喝等閉籠輪藏有喧嘩、是訴住持・都聞等（云々）、住持退院之時、沙喝以飛礫打破輿後、長老打損腰云々、（55）

史料8によると、沙喝は、一部の喝食が「強縁」を利用し沙弥を経ず得度したことに反発していたのである。すなわち、沙喝の反発を招くような、世俗権力からの口入に基づく度僧が多発していたのであり、喝食が禪宗寺院における「寺家」の構成員でありながら、世俗社会と近い存在であったため、世俗社会との関係性やその情勢が度僧に反映されやすかったのである。なお史料8の事件では、相国寺住持が説得に努めたものの、結果的に住持は相国寺を退院したと考えられる。沙喝による蜂起が相国寺住持を退院させ、「寺家」による決定を脅かしたのである。

おわりに

本論は、禪宗寺院と世俗社会の境界に位置した集団であ

五山派禪宗寺院における喝食の編成と動向

る喝食を事例に、その動向と「寺家」・世俗社会との関係性や寺内外から求められた社会的役割について考察した。喝食は、十三世紀に大陸から導入され、十四世紀には年少者の勤めるものとして明確に見えてくるようになり、鎌倉幕府の内訌や南北朝動乱を背景にその数を増加させ、世俗権力によって政治的に利用されるようになったのである。そして、十五世紀の室町期において、喝食は兒や童の文化を徐々に取り込んでいき、得度・剃髪・受戒を遂げていない有髪の年少者集団として僧階の最末端を構成し、禪宗寺院と世俗社会をつなぐ接点になっていったと考えられる。

もちろんこのような喝食の定着過程は、室町期における禪宗の動向と無関係ではなかった。室町期の禪宗について、先行研究では「禪宗の世俗化」が指摘されている。これを指摘したのは加藤周一氏であるが、氏はその内容について、鎌倉期の宗教的な禪が制度化され権力と癒着し「政治化」を遂げた一方で、思想が文学・美術に転化し「芸術化」を遂げたと説明する。（56）

喝食に即して考えると、まず「芸術化」に対応する点として、室町期の喝食は、室町殿に近侍する役割を担っていた。近侍の役割をめぐっては、室町殿が喝食の出自を重視する一方で、出自の一族や禅僧は、喝食を通じて室町殿との結び付きを高めようとしており、結果として喝食の華美

が発生したと考えられる。すなわち、室町殿・禅僧・出自の一族相互の利害関係を背景に、喝食は華やかな衣装を着飾り、艶詞や男色の対象となることで、室町文化を支える存在となったのである。

それ故、喝食の動向やそれを取り巻く状況も世俗社会にとっては重大な関心事であり、世俗社会側から口入や吹拳が度々行われ、寺内では不正な転位・昇進が発生していくこととなる。これに対し、喝食は必ずしも「寺家」に従順ではなく、嗾訴や蜂起を引き起こし、住持を退院させるなど、寺内に混乱をもたらしたのである。こうした場合、「寺家」における対処として、五山派禅宗寺院では室町殿の裁許に留まらず、喝食への寺役遵守や処罰などの管理責任を請け負わせる形で、出自の一族を利用していったと考えられる。

次に、「政治化」と対応する部分として、喝食の動向は、十五世紀以降、政治情勢と大きく連動し、その流れは加速する。すなわち、鎌倉期以来の喝食の性格を受け継ぎながら、喝食となることは、その者の政治性の奪取と回復に利用されるようになったのである。その結果、喝食を抱える五山派禅宗寺院は、室町幕府と守護による支配体制の一部を担う支柱へ変化していったのである。

したがって、室町文化の象徴であると同時に、幕府に

よって政治的に利用された存在である五山派禅宗寺院の喝食は、「禅宗の世俗化」の指標となる存在であったと考えられる。

註

- (1) 黒田俊雄「中世寺社勢力論」(『岩波講座 日本歴史6 中世2』岩波書店、一九七五年)・同「寺社勢力—もう一つの『中世社会』」岩波書店、一九八〇年
- (2) 原田正俊「中世後期の国家と仏教」(『日本史研究』第一四一五号、一九九七年)・大田壮一郎「室町殿と宗教」(『日本史研究』第五九五号、二〇一二年)
- (3) 大塚紀弘「中世禅律仏教論」山川出版社、二〇〇九年
- (4) 原田氏前掲註2論文・同「中世禅林の法と組織—禅宗寺院法と公界の基礎的考察—」(『仏教大学総合研究所紀要別冊「宗教と政治」一九九八年」)
- (5) 佐藤茂「〈公界〉といふ語—その語史的考察—」(『福井大学学芸学部紀要 第一部 人文科学』第十一号、一九六二年)。なお、「公界」は、「公」の周縁を意味し「公」ではない状態・場を意味するとの説もある(本多毅「中世「公界」について」(『鳴門史学』第十四集、二〇〇〇年)。しかし、寺内の「公」の機関とされる「寺家」を管理・経営する役者について「公界人」と称し(建長二年

(一一五〇) 十一月日「九条道家物処分状」『九条家文書』・
『鎌倉遺文』七二五〇号)、これら役者の寮舎を「公界寮」とする事例もあるため(康永四年(一三四五)十月十七日「西芳遺訓」(『夢窓国師語録拾遺』・『大日本史料』第六編九冊)、「公界」という語には「公」という意味も含まれていたと考えられる。

(6) 山内哲生「規式に見える中世後期の禅宗寺院の動向——鎌倉円覚寺を事例に——」(『地方史研究』第三〇九号、二〇〇四年)

(7) 藤木英雄『蔭涼軒日録 室町禅林とその周辺』そして、一九八七年

(8) 今泉淑夫『禅僧たちの室町時代 中世禅林ものがたり』吉川弘文館、二〇一〇年

(9) 朝倉尚「喝食と禅林聯句——宛人・雲英宗悦の艶詞理解をめぐって——」(『国語国文』第八〇巻 第九号、二〇一一年)・朝倉和「東福寺霊雲院蔵『花上集』巻末の附載雑録から見た禅林の文芸——喝食・少年僧を対象とする文芸の隆盛——」(『和漢比較文学』第五五号、二〇一五年)

(10) 鏡島元隆・佐藤達玄・小坂機融訳注『禅苑清規』曹洞宗宗務庁、一九七二年

(11) 曹洞宗教学部編『永平道元禅師清規』曹洞宗宗務庁、一九五六年

五山派禅宗寺院における喝食の編成と動向

(12) 藤木氏前掲註7著書

(13) 柴田乙松発行『禅林象器箋』誠信書房、一九六三年。これは、学僧の無著が清規や各寺院の規式を引用しまとめた、禅宗寺院に関する辞書である。

(14) 今枝愛真氏執筆「喝食」の項目(『国史大辞典』第三巻) 乾元二年二月十二日「崇演(北条貞時)制符」(『円覚寺文書』・『鎌倉遺文』二二三六一号)

(16) 正中元年(一三三四)、道元派下の瑩山紹瑾が能登国総持寺に定めた法に「一 小僧・沙弥・喝食事、三時勤行之外、可専学文、若怠慢之輩、痛可与三頓事」とあることから(正中元年三月十六日「瑩山定文案」『能登総持寺文書』・『鎌倉遺文』二八九二三号)、小僧と沙弥・喝食は別であり、小僧とは勤行の他に学問の修行が必要となる未熟な僧侶を意味していたと推測される。なお、この文書は元亨から正中への改元がその年の十二月であり、年次の正確さに欠けるため、検討を要するとされる。

(17) 嘉元四年(一三〇六)八月七日「放埒輩令安堵事」(笠松宏至校注『中世政治社会思想』上 岩波書店、一九七二年)

(18) 原田正俊「中世五山僧の進退・成敗・蜂起」(藪田香融編『日本仏教の史的展開』塙書房、一九九九年)

(19) 細川重男「嘉元の乱と北条貞時政権」(『鎌倉政権得宗専

制論』吉川弘文館、二〇〇〇年初出…一九九一年)

(20) 前掲註13史料

(21) 嘉暦二年十月一日「崇鑑(北条高時)円覚寺制符」(「円

覚寺文書」・「鎌倉遺文」三〇〇二八号)

(22) 暦応五年三月日「円覚寺規式条々追加分」・永徳元年

十二月十二日「諸山条々法式」(「円覚寺文書」・「中世法

制史料集 第二巻 室町幕府法」参考資料二十一号・追加法

一三八号)

(23) 『蔭涼軒日録』延徳三年二月二十四日条

(24) 前掲註5 康永四年十月十七日史料

(25) 『後愚昧記』応安六年(一三七三)十一月二十四日条

(26) 松永和浩「南北朝期公家社会の求心構造と室町幕府」

(「室町期公武関係と南北朝内乱」吉川弘文館、二〇一三年

初出…二〇〇六年)

(27) 『本朝皇胤紹運録』(『大日本史料』第六編三十八冊)

(28) 西義雄・玉城康四郎監修『正新纂大日本統藏経』第

六十三巻。『勅修百丈清規』は、中国元代に成立した清規

で、文和年間には日本でも公刊され、日本の中世禅宗寺院

に大きな影響を与えたとされる(今枝愛真『中世禅宗史の

研究』東京大学出版会、一九七〇年)。

(29) 楞嚴会は衆僧の安居の無事を祈念する法会で、その際に

『楞嚴呪』が誦誦される。『楞嚴呪』は禅宗で普段から誦誦

されるもので、安居の無事の祈念の他にも、涅槃会や達磨

忌でも誦誦された(『禅学大辞典』)。

(30) 『蔭涼軒日録』寛正二年(一四六一)四月十四日条など。

(31) 『蔭涼軒日録』文明十九年(一四八七)正月十日条

(32) 『蔭涼軒日録』寛正二年正月十八日条

(33) 『蔭涼軒日録』寛正四年正月二十六日条

(34) 細川武稔「室町幕府年中行事書に見える寺社の参賀」

(「京都の寺社と室町幕府」吉川弘文館、二〇一〇年初出…

二〇〇一年)

(35) 『蔭涼軒日録』長祿二年(一四五八)二月三日条

(36) 『蔭涼軒日録』延徳四年正月二十七日条

(37) 『蔭涼軒日録』延徳四年正月二十八日条

(38) 前掲註36史料

(39) 前掲註37史料

(40) 『蔭涼軒日録』延徳四年正月二十九日条

(41) 藤木氏前掲註7 著書

(42) 中世寺院社会での兒や童については、伊藤清郎「中世

寺社にみる「童」(中世寺院史研究会著『寺院史論叢

I 中世寺院史の研究』下 法蔵館、一九八八年)・土谷恵

「中世寺院の童と兒」(『史学雑誌』第一〇一編 第十二号、

一九九二年)などを参照。

(43) 今枝氏前掲註14 執筆項目

- (44) 土谷氏前掲註42論文
- (45) 蔭木氏前掲註7著書
- (46) 『蔭涼軒日録』永享八年(一四三六)正月二十六日条
- (47) 『蔭涼軒日録』永享十年二月二十二日条
- (48) 蔭木氏前掲註7著書
- (49) 『蔭涼軒日録』寛正五年正月二十五日条
- (50) 原田氏前掲註18論文
- (51) 『鹿苑日録』明応二年(二四九二)二月十二日条における文安四年(一四四七)五月日付の法令。
- (52) 『蔭涼軒日録』長祿二年五月六日条。
- (53) 『鹿苑日録』明応二年二月十二日条
- (54) 『蔭涼軒日録』寛正六年二月十一日条
- (55) 『建内記』文安四年七月十四日条
- (56) 加藤周一『日本文学史序説』上(加藤周一著作集)4
平凡社、一九七九年初出・一九七五年・末柄豊「室町文化とその担い手たち」(榎原雅治編『日本の時代史11 一揆の時代』吉川弘文館、二〇〇三年)。
- (57) 例えば、斯波氏内部の争いを背景に喝食となった松王丸など、室町幕府内で守護同士の争いが激化すると、喝食として出家することは、守護子弟らが世俗社会に戻ることを前提として、一時的に政治性を希薄化する意味で、世俗権力・禅僧の双方が活用したのである。

五山派禅宗寺院における喝食の編成と動向